

宮運整第 220 号の4  
令和 6 年 8 月 23 日

公益社団法人 宮城県トラック協会会長 殿

東北運輸局宮城運輸支局長  
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について (依頼)

平素より、国土交通行政に対しご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

自動車の使用者には、道路運送車両法において、自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられていますが、それが使用者に十分に理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。

大型車では、車輪脱落事故が多発・増加し、去年は青森県において、走行中の大型トラックから脱輪したタイヤが、道路作業を行っていた方に衝突し死亡するという痛ましい事故が発生しております。大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況です。

これらを踏まえると、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要といえます。このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することといたしました。

特に令和6年9月1日から9月30日までの1ヶ月間を本運動の全国統一強化月間とし、これに加え、令和6年10月1日から10月31日までの1ヶ月間を東北運輸局管内の地方独自強化月間として、各取り組みを強力に推進することとしております。

つきましては、貴協会におかれましても、この趣旨をご理解のうえ、ご協力いただくとともに、傘下の会員事業者に対し本運動の実施について適切なお指導をよろしく願います。

【担当】東北運輸局宮城運輸支局 検査整備保安部門 縫島  
〒983-8540 仙台市宮城野区扇町3丁目3-15  
TEL : 022-235-2517 (音声ガイダンス「2」)  
FAX : 022-235-9789